西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
危機管理ニューズレター

最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2021年
2月26日号

最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、髙林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2021 年 1 月 25 日】

消費者庁、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会　報告書」を公表

https://www.caa.go.jp/about_us/about/plans_and_status/digital_platform/

消費者庁は、2021 年 1 月 25 日、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会報告書」を公表しました。

本報告書では、デジタルプラットフォームのうち「BtoC 取引」が行われるもの、即ち、当該「場」が、消費者が通信販売に係る販売業者等に対し売買契約又は役務を有償で締結する契約の申込みを行うための機能等を有するものを、「取引デジタルプラットフォーム」と定義した上で、取引デジタルプラットフォームについて、以下の規制を行うことを提言しています。

- 取引デジタルプラットフォーム提供者は、その提供する「場」において行われる通信販売取引の適正の確保及び円滑な紛争の解決の促進のため、以下の措置を講じるよう努め、その概要を開示する。
  ① 販売業者等と消費者との間の円滑な連絡を確保するための措置を講じる。
  ② 取引デジタルプラットフォームにおける販売条件等の表示に関し、消費者からの苦情に基づき調査その他の必要と認める措置を講じる。
  ③ 必要に応じて販売業者等に対し、当該販売業者等の所在地等の確認のための資料の提出等を求める。
- 内閣総理大臣(消費者庁)は、取引デジタルプラットフォームにおける商品等について、安全性に重大な影響を及ぼす事項に著しい虚偽表示があり、かつ販売業者等による是正が期待できない場合など一定の要件を満たす場合に、取引デジタルプラットフォーム提供者に対し、販売の停止その他の必要な措置をとることを要請することができる。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。
本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)
© Nishimura & Asahi 2021

【2021 年 1 月 29 日】

公取委、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正案を公表し、意見募集を開始

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210129fcglpc.html

公正取引委員会は、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正案を公表し、2021 年 1 月 29 日から意見募集を行っています。この改正案は、公正取引委員会が 2020 年 9 月に報告書を公表した、フランチャイズ・システムを用いて事業活動を行うコンビニエンスストアの本部と加盟者との取引に関する実態調査の結果を踏まえたものです。同改正案の概要は以下のとおりです。

(1) ぎまん的顧客誘引[1]に該当しないよう、下記事項を追記又は注記

- 本部が加盟希望者にモデル収益等を示す場合には、厳密な意味での予想売上げ等ではないことが加盟希望者に理解されるように対応する必要があることを注記
- 人手不足、人件費高騰等その時点で明らかになっている経営に悪影響を与える情報については、加盟希望者に対して開示することが望ましいことを追記
- 加盟者募集に際して、本部が、加盟希望者の開業後のドミナント出店[2]に関して、配慮を行う旨を提示する場合には、配慮の内容を具体的に明らかにすることを注記

(2) 優越的地位の濫用[3]に該当し得る想定事例に関し、下記を追記又は新設

- 「仕入数量の強制」の違反想定事例として、本部が加盟者の意思に反して加盟者になり代わって加盟者名で仕入発注を行うことを追記
- 本部及び加盟者が、契約期間中であっても、合意すれば契約時等に定めた営業時間の短縮が認められるとしているにもかかわらず、本部が営業時間の短縮を希望する加盟者に対し、正当な理由なく協議を一方的に拒絶し、協議しないまま、従前の営業時間を受け入れさせることを違反想定事例として新設
- ドミナント出店を行わないとの事前の取決めがあるにもかかわらず、本部が、当該取決めに反してドミナント出店を行うことや、ドミナント出店を行う場合に損益の悪化を招くときは加盟者に支援等を行うとの事前の取決めがあるにもかかわらず、当該取決めに反して加盟者に対し一切の支援等を行わないことを違反想定事例として新設
- 「見切り販売の制限」の違反想定事例に関し、本部は、加盟者が見切り販売を行うことができるよう、柔軟な売価変更が可能な仕組みを構築し、見切り販売の手続を加盟者に十分説明することが望ましいことを追記

【2021 年 1 月 29 日】

公取委及び経産省、「適正な電力取引についての指針(改定案)」及び「需給調整市場ガイドライン(制定案)」を公表し、意見募集を実施

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121005&Mode=0

公正取引委員会は、「適正な電力取引についての指針(改定案)」及び「需給調整市場ガイドライン(制定案)」を公表し、2021 年 1 月 29 日から同年 2 月 28 日までの間、意見募集を行いました。同改定案及び制定案の概要は下記のとおりです。

【適正な電力取引についての指針(改定案)】

(1) 小売分野における適正な電力取引の在り方について

---

1 一般指定 8 項。

2 ドミナント出店とは、加盟者が加盟した後、加盟者の店舗の周辺の地域に、同一又はそれに類似した業種を営む店舗を本部が自ら営業すること又は他の加盟者に営業させることを指します。

3 独占禁止法 2 条 9 項 5 号。

© Nishimura & Asahi 2021

- 包括契約[4]を締結するに当たり、需要家に対し、不当に、他の小売電気事業者との小売供給契約に切り替えると金銭的負担が生じるような取引条件を課すことが、独占禁止法上違法となるおそれがあることを追記

(2) 卸売分野における適正な電力取引の在り方について

- 需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、下記の市場相場を人為的に操作する行為が、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得ることを追記
  - ✓ 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと
  - ✓ 市場相場を変動させることを目的として需給調整市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること

【需給調整市場ガイドライン(制定案)】

同ガイドライン(制定案)は、調整力 kWh 市場[5]及び調整力 ΔkW 市場[6]それぞれについて、需給調整市場において望ましい行為及び事前的措置の対象とする事業者の範囲の考え方について解説しています。

【2021 年 2 月 1 日】

デジタルプラットフォーム取引透明化法が施行

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/index.html
https://www.meti.go.jp/press/2020/01/20210126002/20210126002.html

2021 年 2 月 1 日、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」(デジタルプラットフォーム取引透明化法)が施行されました。本法律の内容は、本ニューズレター2020 年 2 月 28 日号(「『特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案』が閣議決定」)をご参照いただけますと幸いです。

本法律で規制対象とされる「特定デジタルプラットフォーム提供者」は、政令で、以下のいずれかの要件を満たす事業者とされました[7]。

- 物流総合オンラインモール事業者で、単年度の国内売上額が 3000 億円以上で、食料品、飲料及び日用品を提供するもの。
- アプリストア事業者で、単年度の国内売上額が 2000 億円以上のもの。

上記条件に該当する事業者は、本年 3 月 1 日までにその旨を届け出る必要があるとされています[8]。

また、併せて、「特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針」が公表されました。同指針では、特定デジタルプラットフォーム提供者が講じなければならない以下の「措置」について参考となる指針を定めています。

- 公正性確保のための体制・手続整備(提供条件の変更等を行う場合、取引先事業者の利益に配慮した適切な措置を

---

4 包括契約とは、小売電気事業者が、需要家との間で、複数の需要場所への小売供給を条件として電気料金の割引を行うことを約する契約を指します。

5 調整力 kWh 市場とは、実需給断面において、予約確保した電源等に加え、スポット市場等で約定しなかった余力活用電源も含めた中から、一般送配電事業者が kWh 価格の安い順に稼働指令を行う市場を指します。

6 調整力 ΔkW 市場とは、発電事業者等が電源等を供出し、一般送配電事業者は、調整力として最低限必要な量の電源等を事前に調達(予約)するための市場を指します。

7 デジタルプラットフォーム取引透明化法 4 条 1 項・3 項、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第 4 条第 1 項の事業の区分及び規模を定める政令 1 項。

8 デジタルプラットフォーム引透明化法 4 条 2 項、同法施行規則 4 条 1 項、同規則附則 2 条。

© Nishimura & Asahi 2021

行うこと等。）

- 苦情・紛争処理解決のための体制・手続整備(苦情・紛争の原因となった事象を、適切かつ迅速に処理・解決するための仕組みを構築すること等。)
- コミュニケーションを国内で管理する者(国内管理人)の設置(国内管理人を選任し、必要に応じて適切な調整を国内管理人が行うことができる仕組みを構築すること等。)
- その他取引先事業者の事情を考慮するために必要な措置

【2021 年 2 月 12 日】

米国 SEC、新型コロナ感染拡大に伴う内部告発の増加を公表

2021 年 2 月 12 日付け Global Investigation Review

2021 年 2 月 12 日付け Global Investigation Review の記事によれば、2020 年 12 月に開催された海外腐敗行為防止法に関する年次会議において、米国 SEC の enforcement chief が、新型コロナウィルスの流行が拡大した同年 3 月以降、米国 SEC に対する内部告発数が 70%増加した旨を報告したとのことです。同記事によれば、米国商品先物取引委員会に対する内部告発も、同様に前年から急激に増加したとのことです。

以 上

Ⓒ Nishimura & Asahi 2021

きめだ　ひろし
木目田　裕　　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士
h.kimeda@nishimura.com

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役職員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

たかばやし　ゆうと
髙林　勇斗　　西村あさひ法律事務所　弁護士
y.takabayashi@nishimura.com

2013 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

にしだ　あさき
西田　朝輝　　西村あさひ法律事務所　弁護士
a.nishida@nishimura.com

2015 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

まつもと　けいこ
松本　佳子　　西村あさひ法律事務所　弁護士
ke.matsumoto@nishimura.com

2017 年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。
本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

© Nishimura & Asahi 2021